

島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金  
公募要領

島根県商工労働部中小企業課

1. 島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金（以下「補助金」といいます。）について

本補助金は、原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とします。

2. 補助事業の対象者

【一般枠】

次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とします。

- (1) 飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること。
- (2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
  - エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
  - オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (3) 原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けていること。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 令和8年4月以降に飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う中小企業者等でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。
- (7) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。
- (8) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

【特別枠】

一般枠の要件に加え、次に掲げる要件を満たす中小企業者等とします。

- (1) 直近決算期において、三菱マヒンドラ農機（株）、リョーノーファクトリー（株）と取引（直接取引のほか、間接取引も含む）があり、売上全体の5%以上を占めていること。

### 3. 補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額

補助対象事業	<p><b>【共通】</b> 次に掲げる全ての要件を満たす事業。</p> <p>(1) 自社にとって新たな取組（飲食・商業・サービス業等にかかる新商品、新サービス、新技術開発等）のための設備投資であること。</p> <p>(2) 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業でないこと。</p> <p>(4) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。</p> <p>(5) 支援機関による支援体制が整っていること。</p> <p><b>【一般枠】</b> 共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。</p> <p>(1) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。</p> <p><b>【特別枠】</b> 共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。</p> <p>(1) 補助事業が、県の他の補助金等を活用する事業でないこと。</p>
補助対象経費	<p>(1) 設備導入費 (2) 設備に関連する備品費 (3) 施設改修費</p> <p>※施設改修費を補助対象とする場合は、「施設の所有権に関する誓約事項」について、同意するものとする。</p>
補助対象期間	補助事業の交付決定の日から令和9年2月1日まで
補助率・補助限度額	<p><b>【一般枠】</b> 補助対象経費の1/2以内。 ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資又は当該融資の借り換え融資を利用している場合は2/3以内とする。 対象となる融資は、都道府県又は政府系金融機関の融資制度とする。</p> <p><b>【特別枠】</b> 補助対象経費の3/4以内。</p>
補助限度額	<p><b>【一般枠】</b> 上限4,000千円 下限400千円</p>

	<p><b>【特別枠】</b>          上限 6,000 千円 下限 400 千円          ただし、国補助事業の採択を受けている場合は、総事業費に対する国庫補助金と本補助金の合計補助率は 3 / 4 以内とする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本補助金の交付は 1 事業者あたり 1 回限りとする。</li> <li>・ 過年度に本事業の申請を行い、活用した中小企業者等については、1 回に限り再度の申請を可とする。</li> <li>・ 一般枠、特別枠はいずれか一方のみの申請とする。</li> </ul>

#### 4. 公募期間

以下のとおり、3回の公募を予定しています。ただし、予算の状況により変更となる場合がありますので、申請前に事務局である島根県商工会連合会（以下「連合会」といいます。）のホームページをご確認ください。

第1回	令和8年4月20日（月）	～	令和8年5月29日（金）
第2回	令和8年6月1日（月）	～	令和8年7月31日（金）
第3回	令和8年8月3日（月）	～	令和8年9月30日（水）

#### 5. 申請書提出先

支援機関に提出してください。

##### 【支援機関】

- ・最寄りの商工会議所、商工会
- ・島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団  
——詳しくは「利用の手引き」を参照——

#### 6. 提出方法

8の申請書類により必要書類を作成し、下記のいずれかの方法により支援機関へ提出してください。

- ・電子メール
- ・郵送
- ・持参

ただし、郵送又は持参のいずれかの方法による場合も必要書類①～⑥を作成した指定の Excel 様式のデータについては必ず電子メールでも併せて提出してください。

電子メールによる場合は、指定の Excel 様式以外は PDF により提出してください。

##### 【支援機関の皆さま】

提出を受けた申請書類を確認後、支援計画書（様式第2号）を作成の上、事務局まで申請書類を提出してください。

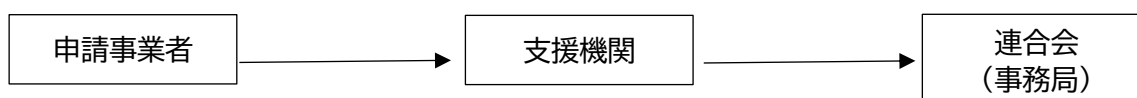
- 提出方法：①書類（紙媒体）を連合会へ郵送  
②連合会ホームページの WEB システムから登録  
※①、②どちらも対応が必要です

#### 7. 提出期限

連合会への書類の提出締切は、各公募期間の末日です。（郵送：当日消印有効）

※支援機関へ書類の提出や様式第2号の作成を依頼する場合は、公募締切の1週間以上前から行うなど、十分な余裕をもって手続きを行ってください。

## 【申請の流れ】



- ① 交付申請書類一式を作成し、支援機関に確認・提出を依頼  
 ② 補助事業調査書・支援計画書（様式第2号）の作成を依頼

- 交付申請書類一式（様式第2号を含む）を提出  
 ① 郵送  
 ② WEB システムから登録

## 8. 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、作成してください。

書類を郵送する際は、A4片面で印刷し、ホチキス止めはせずに提出してください。

	必要書類	備考
指定の Excel 様式	① 交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱様式第1号に、誓約書（様式第1号（別紙））を添付してください。</li> <li>・ 郵送又は持参により提出する場合も指定の Excel 様式は支援機関に電子メールで提出してください。</li> </ul> <p>※施設改修費を計上する場合、施設の所有権に関する誓約事項（様式第1号（別紙2））を添付してください。</p>
	② 【事業概要】、【補助対象経費および補助金額】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色のついていないセルのみ入力してください。</li> <li>・ その他のセルは他のシートから転記されます。</li> </ul>
	③ 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4 用紙8ページ以内で作成してください。</li> <li>・ 詳細については別添「参考様式」をご確認ください。</li> </ul>
	④ 振込口座登録届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通項目から転記されます。</li> </ul>
	⑤ 交付申請時のチェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容を確認しながら、必要な項目すべてにチェック（☑）を入れてください。</li> </ul>
	⑥ 補助事業調査書・支援計画書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援機関で作成してください。</li> </ul>
	⑦ 見積書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として2社以上から見積書を徴取する必要がありますが、やむを得ず2社以上から徴取できない場合は、その理由について事業計画書に記載してください。</li> </ul>

<p>⑧直近2期分の決算書（税務署提出用）の写し</p>	<p>○法人 表紙、貸借対照表、損益計算書、原価報告書、販管費、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p> <p>○個人 〔白色申告の場合〕 申告書第一表、第二表及び収支内訳書の1～2ページ 〔青色申告の場合〕申告書第一表、第二表及び所得税青色申告決算書の1～4ページ</p> <p>※収支内訳書の2ページ又は所得税青色申告決算書の3ページの「減価償却費の計算」の明細を別紙で示している場合はその別紙も添付してください。</p> <p>【開業2年未満の場合】 (1)開業1年未満の場合は、1年目の試算表を提出してください。 (2)開業1年以上2年未満の場合は、1年目の決算書の写し及び2年目の試算表を提出してください。</p>
<p>⑨島根県の県税納税証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3か月以内のものとしてください。</li> <li>・「全税目について、未納の徴取金がないこと」を証明する納税証明書を取得してください。</li> <li>・写しも可とします。</li> </ul> <p>※取得窓口は下記 URL 参照。 <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html</a></p>
<p>⑩通帳の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の振込先口座を確認するものです。共通項目に口座情報を転記してください。</li> <li>・口座名義、口座番号、カナ名義が確認できる箇所が異なるページの場合は、それぞれのページを片面印刷でコピー又はスキャンして添付してください。</li> </ul>
<p>⑪新型コロナウイルス感染症関連融資の残高を証明する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率2/3を希望する場合に提出してください。</li> <li>・残高証明や償還表など、申請者と借入者が同一であること及び申請時点で融資残高があることがわかる書類を提出</li> </ul>

	<p>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しも可とします。</li> <li>・借り換え融資や融資名称等が判別できない資料の場合、支援機関又は金融機関による確認書を添付してください。</li> <li>・対象となる融資は都道府県又は政府系金融機関の制度融資です。</li> </ul>
--	---

※提出された書類は、返却できません。写しを取るなどして、必ず控えを手元に保管してください。

※提出された書類は、本事業の審査や補助金の交付以外には使用しません。

※申請後に、別途書類の提出を求める場合があります。

## 9. 審査

県が、次の審査基準に従って審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業者を決定します。

審査結果は書面で通知します。審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご承知おき願います。

なお、採択となった場合であっても、交付決定日以前に発注や契約など、事業への着手が行われたものは補助金の交付対象と認められませんのでご注意ください。

### 【審査基準】

- ア 自社にとって新たな取組であると認められること。
- イ 設備投資と売上増加の因果関係が認められ、かつ3年以内に投資額と同額以上の年間売上が見込めること。
- ウ 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- エ 補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。
- オ 支援機関の経営指導員等による、計画作成、事業実施のフォロー、指導など間接補助事業への支援体制が整っていること。
- カ 補助事業の実施に当たり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

## 10. 公表

採択された事業については、事業者、事業名、事業概要等を公表することがあります。

## 11. その他

- ・補助金の詳細については、必ず補助金交付要綱、補助金実施要領及び利用の手引きをご確認ください。

## 12. 相談・お問い合わせ先

### ■支援機関（書類提出先）

#### <商工会議所>

松江（ビジネス支援部） 0852-32-0507	浜田（経営支援課） 0855-22-3025	出雲（経営支援課） 0853-25-3710
平田（経営支援課） 0853-63-3211	益田（中小企業相談所） 0856-22-0088	大田（経営支援課） 0854-82-0765
安来（中小企業相談所） 0854-22-2380	江津（経営支援課） 0855-52-2268	

#### <商工会>

まつえ北 0852-82-2266	まつえ南 0852-66-0861	東出雲町 0852-52-2344
安来市 0854-32-2155	雲南市 0854-45-2405	奥出雲町 0854-54-0158
飯南町 0854-76-2118	斐川町 0853-72-0674	出雲 0853-53-2558
銀の道 0855-65-1110	川本町 0855-72-0123	美郷町 0855-75-0805
邑南町 0855-95-0278	桜江町 0855-92-1331	石央 0855-42-0070
美濃 0856-52-2537	津和野町 0856-72-3131	吉賀町 0856-77-1255
隠岐の島町 08512-2-1157	隠岐國 08514-2-0376	西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809（代表）

公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部 経営支援課）  
0855-24-9301（石見事務所）

### ■事務局

	所在地	電話
島根県商工会連合会 （本所 経営支援課）	〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0852-61-6161

### ■県の担当窓口

	所在地	電話
島根県中小企業課 商工団体係	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 本庁舎2階	0852-22-6554